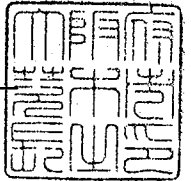


令和7年6月3日

茨木市長 福岡 洋



参加意思確認公募手続について

1 公募の趣旨及び目的

本案件は、令和7年8月開催予定の「非核平和展」開催の業務委託について、仕様書記載の内容での取扱いが可能であることなどを理由として、特定者を相手方とする契約手続を行う予定としているが、当該特定者以外の者で、下記の応募要件を満たし、本業務の受託を希望する者の有無を確認する目的で、参加申請書の提出を求める公募を実施するものである。

公募の結果、応募者がいない場合、応募者があっても下記3の応募要件を満たすと認められる者がいない場合若しくは、応募要件を満たすと認められる者が全て辞退した場合は、特定者との随意契約の手続きに移行する。

なお、下記3の応募要件を満たすと認められる者がいる場合（辞退を除く）は、入札を実施する予定である。

2 業務委託の概要

(1) 件名 「非核平和展」開催業務委託

(2) 仕様

・提案展示〔会場：おにクル1階オープンギャラリーのうち指定部分〕

① 展示の企画及び展示物の作成・借上（以下の内容を遵守し、市の承認を得ること。）

【企画】提案者独自のアイデアを活かした企画内容であること。

【内容の理解しやすさ】子どもたちも含め、多くの市民が戦争の悲惨さ、平和の尊さを理解しやすいような展示方法や説明等となっていること。

【啓発効果】体験などを通して、非核平和について、市民の理解が促進されるようなものとなっていること。

【集客】子どもたちを含め、多くの市民が気軽に参加し、非核平和の趣旨に触れる機会となっていること。

② 会場設計、設営及び撤去

③ 企画内容の作成・借上に際する関係機関・施設等との連絡調整

④ 案内看板・誘導サイン等制作（会場全体案内板含む）

⑤ 会場設置物の運搬

⑥ 展示物に係る損害保険

参加申請書(別添、本市様式)

(2) 参加申請書等の提出期間

令和7年6月3日から令和7年6月12日

(土日、祝日を除く各日午前9時から午後5時まで)

ア 提出場所

茨木市市民文化部人権・男女共生課事務室(合同庁舎6階)

イ 質疑期間及び方法

令和7年6月6日午後3時までに、電子メールで下記の人権・男女共生課アドレスまで送信すること。(必着)

keihatu@city.ibaraki.lg.jp

ウ 質疑回答期限

令和7年6月9日午後3時までに茨木市ホームページ、人権・男女共生課のページに回答を掲載

(3) 参加申請書等の提出方法

参加申請書に必要な事項を記入し、実施に必要な要件を満たすことを証する書類を作成・添付し、提出期限までに人権・男女共生課事務室(合同庁舎6階)に直接持参すること。

5 その他

(1) 参加申請書が提出期限までに到達しなかった場合は、当該参加申請を無効とする。

(2) 参加申請書を提出した者に対して、提出期限から10日以内に審査結果を書面で通知する。

(3) 上記の審査の結果、本案件の業務の実施に必要な要件を満たさないとされた者は、通知をした日の翌日から起算して7日以内(土日、祝日を除く)に、書面により、請負契約等の履行に必要な要件を満たさないとされた理由について説明を求めることができる。

(4) 上記第3の応募要件を満たすと認められる者がいない場合においては、特定者と随意契約手続きに移行する。

(5) 第3の応募要件を満たすと認められる者がいる場合においては、特定者と当該応募者による競争入札とする。

(6) 予算その他本市の事情により、当該公募手続の中止又は当該手続により行うこととなった当該入札を中止する場合がある。

6 問合せ先

茨木市市民文化部人権・男女共生課

電話 072-622-6613(直通)

Email keihatu@city.ibaraki.lg.jp

- ⑦ 受付係員（必要時間帯 1 人以上、展示物の基本的な説明ができる者）
毎日午前 9 時 30 分～午後 5 時 30 分（休憩 1 時間）

・全体

関係団体等による企画（案）の実施に当たって、案内等の協力をする
こと。ちらし及びポスターの作成については、参加する各関係団体の展
示等を勘案し、総合的に調和のとれたものとする。

※ 詳細は仕様書を参照すること

(3) 契約期間

契約締結日から令和 7 年 8 月 31 日（日）まで

(4) 特定者の商号又は名所及び所在地

株式会社アステム

大阪府大阪市北区東天満二丁目 7 番 12 号

スターポート

3 応募要件

参加申請書を提出する者は、次のいずれにも該当する者でなければなら
ない。

- (1) 公告の日において茨木市の物品等の入札参加資格審査申請書を提出し、
茨木市物品等入札参加資格者名簿に登録されていること。
- (2) 公告の日から入札の日までの間が、茨木市物品等登録業者指名停止要綱
（平成 21 年 4 月 1 日実施）若しくは茨木市建設工事等請負業者指名停止要
綱（平成 21 年 4 月 1 日実施）に基づく指名停止または、茨木市建設工事等暴
力団対策措置要綱（平成 25 年 4 月 1 日実施）に基づく指名除外の期間中でな
いこと。
- (3) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 第 1 項の規程に該
当しないこと。
- (4) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更生手続開始の申立てがな
されていない者、民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続開
始の申立てがなされていない者であること。ただし、更生計画又は再生計画
の認可決定後、市長が別に定める入札参加資格の再認定を受けた者は除く。
- (5) 自治体等において、本業務と同等の内容の非核・平和及び人権に関する展
示などの開催業務を複数回実施しており、いずれの展示等においても開催
規模に見合った参加者数であると認められること。
- (6) 仕様書に記載する事業の実施が契約期間で可能であること。
- (7) その他仕様書に定める事項が確実に履行可能であること。

4 参加申請手続等

本案件の業務委託を希望する方は、以下のとおり参加申請等を行うこと。

(1) 提出書類